

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【訓令】

○ 岡山県副知事の主として担当する事項  
（県例規集登載）

行政改革推進室

### 【告示】

○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除  
○ 指定居宅サービスの事業の廃止  
○ 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則の変更の認可

環境管理課

指導監査室

水産課

### 【公告】

○ 一般競争入札の実施  
○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請  
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

財産活用課

県民生活交通課

〃

〃

〃

○ 種畜証明書の書換交付

畜産課

○ 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出

都市計画課

○ 落札者等の決定

警察本部会計課

## 目次

担当課（室）

### 【企業局】

○ 一般競争入札の実施

総務企画課

### 【公安委員会】

○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

地域課

# 平成30年7月13日 岡山県公報 第12007号

## ◎岡山県訓令第1号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

岡山県副知事の主として担当する事項を次のように定める。

平成三十年七月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県副知事の主として担当する事項

副知事	担 当 事 項
佐藤副知事	危機管理課及び消防保安課並びに総合政策局、環境文化部、産業労働部及び土木部に関する事項
菊池副知事	総務部、県民生活部、保健福祉部、農林水産部及び出納局に関する事項

### 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成三十年七月十七日から施行する。  
(関係訓令の廃止)
- 2 岡山県副知事の主として担当する事項（平成二十八年岡山県訓令第8号）は、廃止する。

◎岡山県告示第四百四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年岡山県告示第二百三十三号により指定した区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について指定を解除する。

平成三十年七月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 指定を解除する形質変更時要届出区域  
津山市中北下字通り谷三六四番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物
- 三 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

平成30年7月13日 岡山県公報 第12007号

◎岡山県告示第四百五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年七月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

テクノエイドヘルパーステーション

2 所在地

岡山県津山市横山字懸上り四〇九一七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社テクノエイドケアセンター姫路

2 所在地

兵庫県姫路市青山五丁目一〇番一九号

三 廃止年月日

平成三十年七月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一八二六

五 サービスの種類

訪問介護

# 平成30年7月13日 岡山県公報 第12007号

## ◎岡山県告示第四百六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、次のとおり内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則の変更を認可した。

平成三十年七月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 漁業権者の名称及び所在地

1 名称 吉井川漁業協同組合

2 所在地 津山市押入一二三〇

### 二 漁業権の免許番号

内共第三号

### 三 認可に係る変更の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに津山市役所並びに鏡野町、勝央町及び美咲町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成三十一年一月一日

### 一 漁業権者の名称及び所在地

1 名称 旭川中央漁業協同組合

2 所在地 真庭市勝山八二三一

### 二 漁業権の免許番号

内共第八号

### 三 認可に係る変更の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに真庭市役所並びに新庄村、美咲町及び吉備中央町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成三十一年一月一日

〔三四一〕地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。  
 平成三十年七月十三日

一 入札に付する事項

岡山県知事 伊原木 隆 太

土地（建付地） 売払い契約		契約種別	
1 土地 岡山市北区伊福 町二丁目五九九番 一三		所 在	
2 建物 岡山市北区伊福 町二丁目五九九番 地一三		所 在	
階建	コンクリート ブロック造二 階建	宅地	地目又は 構 造
一四五・四〇	一〇・五八	一四五・四〇	面積（平方メー トル）
八八、〇五〇、〇 〇〇円		予定価格（最低売 払価格）	
平成三十年七月二 十五日（水） 午前十時三十分		日 時	現 場 説 明
三		場 所	
平成三十年八月二 十九日（水） 午前十一時		日 時	入札の日時及び場所
岡山県庁分庁舎五 階五〇一会議室		場 所	

平成30年7月13日 岡山県公報 第12007号

土地売払い契約					土地(建付地) 売払い契約	
真庭市蒜山中福田字 原ノ前三三五番四外	2 建物 高梁市奥万田町 三六七五番地		1 土地 高梁市奥万田町 三六七五番			
原野	鉄骨造平家建	コンクリート ブロック造平 家建	コンクリート ブロック造平 家建	鉄筋コンクリ ート造二階建	宅地	コンクリート ブロック造平 家建
一、八七三・九〇	六・二四	三・五〇	一九・八七	四四五・四三	一、二四三・九三	一〇・五八
四、九五〇、〇〇 〇円					二、三〇〇、〇〇 〇円	
平成三十年七月二 十四日(火) 午後二時三十分					平成三十年七月二 十五日(水) 午後二時三十分	
真庭市蒜山中福田 字原ノ前三三五番 四外					高梁市奥万田町三 六七五番	
平成三十年八月三 十日(木) 午前十一時					平成三十年八月二 十九日(水) 午後一時三十分	
津山市山下五三 美作県民局三階東 会議室						

土地売払い契約	勝田郡勝央町植月東 字立石三一七六番外	畑	一七、〇四一・八 五	四、六六〇、〇〇 〇円	平成三十年七月二 十六日(木) 午後一時三十分	勝田郡勝央町植月 東字立石三一七六 番外	平成三十年八月三 十日(木) 午後一時三十分	
---------	------------------------	---	---------------	----------------	-------------------------------	----------------------------	------------------------------	--

二 入札参加者の資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法第二百三十八条の三第一項に規定する者
  - 2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項に規定する者
  - 3 知事が地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認めたと認めた者であつて、その認めた日から三年を経過しないもの
  - 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例(平成二十二年岡山県条例第五十七号)第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等(以下「暴力団等」という。)に該当する者
  - 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
  - 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
  - 8 勝田郡勝央町植月東の物件については、農地競売買受適格証明書の交付を受けることができない者
  - 9 その他知事が不相当と認める者
- 三 入札参加申込み
- 入札に参加しようとする者は、平成三十年八月六日(月)午後五時十五分までに、岡山県総務部財産活用課に申し込むものとする。
- 四 契約条項を示す場所
- 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課
- 五 入札保証金
- 見積もつた契約希望金額の百分の五以上に相当する金額を現金又は銀行振出小切手により入札開始前に納付すること。なお、この入札保証金を返還する場合には、利息を付さない。
- 六 入札の無効

次のいずれかに該当する入札に係る入札書は、無効とする。

- 1 入札に参加することができない者のした入札
- 2 談合してした入札
- 3 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- 4 入札書の金額、氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札
- 5 二以上の入札をした者のした入札
- 6 郵便又は電信による入札
- 7 岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第三百三十五条の規定に違反する代理人のした入札

七 問い合わせ先

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六一二二六―七二三五）

〔三四二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成三十年七月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年七月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 n u i

三 代表者の氏名

大岡 和子

四 主たる事務所の所在地

倉敷市美和一丁目八番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害児・者に関する啓発活動に取り組み、地域福祉の増進や障害児・者の地域生活支援等に関する事業を行い、障害児・者の自立支援を実現することに寄与することを目的とする。

〔三四三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年七月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くうーら

三 代表者の氏名

浅尾咲恵美

四 主たる事務所の所在地

倉敷市日吉町四九〇番地九

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある方々が、障害があっても、住み慣れたこの地域で自分らしく豊かに暮らしていくことができるよう、その障害特性を理解し、それに基づいた支援を展開することで、地域福祉の増進に貢献することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類、役員に関する事項及び会議に関する事項

〔三四四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年七月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人備前プレーパークの会

三 代表者の氏名

北口ひろみ

四 主たる事務所の所在地

備前市久々井八三六番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、自然豊かな里山環境を最大限に活かした冒険遊び場づくり活動を基盤とし、様々な活動を通じて子どもたちの自己肯定感を高め、生きる力や社会力を育む。また、「地域の子どもたちをみんなで育てる」という気運を高め、子どもが自由に遊び育つ環境づくりと心豊かな社会の実現に貢献していくことを目的とする。

六 変更する事項

社員の資格の得喪に関する事項

〔三四五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年七月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人つやま城西ほりおこし隊

三 代表者の氏名

嶋田 哲士

四 主たる事務所の所在地

津山市小田中一三一二番地一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、「城西地域の歴史と文化を尊重したまちづくり」を推進することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔三四六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年七月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年七月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マスカットクラブ

三 代表者の氏名

曾田 聡子

四 主たる事務所の所在地

総社市日羽字片山六三八番四

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の市民に対して、福祉に関する事業を行い、そのサービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう福祉サービスの増進と福祉サービスの質の向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

(三四七) 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成三十年七月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
31733020001	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県高梁市備中町東油野2355 ピクアジェネテイクス(株) 岡山農場	岡山県高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31733020003	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県高梁市備中町東油野2355 ピクアジェネテイクス(株) 岡山農場	岡山県高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31733020005	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県高梁市備中町東油野2355 ピクアジェネテイクス(株) 岡山農場	岡山県高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31633020007	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県高梁市備中町東油野2355 ピクアジェネテイクス(株) 岡山農場	岡山県高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31733030001	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県高梁市備中町東油野2355 ピクアジェネテイクス(株) 岡山農場	岡山県高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31733030002	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県高梁市備中町東油野2355 ピクアジェネテイクス(株) 岡山農場	岡山県高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31733030004	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県高梁市備中町東油野2355 ピクアジェネテイクス(株) 岡山農場	岡山県高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31733030005	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県高梁市備中町東油野2355 ピクアジェネテイクス(株) 岡山農場	岡山県高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31633030001	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県高梁市備中町東油野2355 ピクアジェネテイクス(株) 岡山農場	岡山県高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場

〔三四八〕土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第三項の規定により、総社市から次のとおり換地処分を行った旨の届出があった。

平成三十年七月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地区画整理事業の名称

岡山県南広域都市計画事業総社駅南地区土地区画整理事業

二 換地処分の内容

平成二十九年十二月十四日付け岡山県指令都計第五号で認可した換地計画のとおり

三 換地処分の年月日

平成三十年六月八日

# 平成30年7月13日 岡山県公報 第12007号

〔三四九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年七月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 調達件名

岡山県警察組織犯罪対策総合管理システム開発業務

## 二 契約期間

平成三十年七月三日から平成三十一年三月三十一日まで

## 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部刑事部組織犯罪対策第二課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

## 四 落札者を決定した日

平成三十年六月二十八日

## 五 落札者の氏名及び住所

株式会社トスコ

岡山市南区西市一一六番地一三

## 六 落札金額

三〇、九九六、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、二九六、〇〇〇円）

## 七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 八 入札公告日

平成三十年五月十一日



二 入札参加者の資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法第二百三十八条の三第一項に規定する者
  - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者
  - 3 公営企業管理者が地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当すると認められた者であつて、その認めた日から三年を経過しないもの
  - 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当する者
  - 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
  - 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
  - 8 その他公営企業管理者が不適当と認める者
- 三 入札参加申込み
- 入札に参加しようとする者は、平成三十年八月六日（月）午後五時十五分までに、岡山県企業局総務企画課に申し込むものとする。
- 四 契約条項を示す場所
- 岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県企業局総務企画課
- 五 入札保証金
- 見積もつた契約希望金額の百分の五以上に相当する金額を現金又は銀行振出小切手により入札開始前に納付すること。なお、この入札保証金を返還する場合には、利息を付さない。
- 六 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札に係る入札書は、無効とする。
- 1 入札に参加することができない者のした入札
  - 2 談合してした入札
  - 3 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

4 入札書の金額、氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札

5 二以上の入札をした者のした入札

6 郵便又は電信による入札

7 岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第三百三十五条の規定に違反する代理人のした入札

七 問い合わせ先

〒七〇三―八二七八 岡山市中区古京町一丁目七番三六号

岡山県企業局総務企画課（電話〇八六一―二二六―七五四二）

◎岡山県公安委員会規則第二号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年七月十三日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十六号の表総社駅前交番の項中「総社三丁目」の下に「駅南一丁目、駅南二丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年七月十四日から施行する。